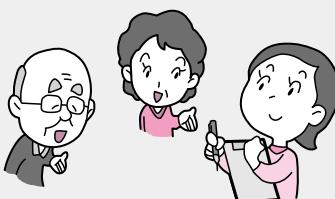


認知症家族支援(相談支援) 事業をご利用ください

問 高齢福祉課高齢相談係(☎内線2478、2455)

認知症(またはその疑い)がある方を介護している家族を対象に、介護をする上での悩みや心配ごとを、訪問介護員(ヘルパー)が個別に相談に応じ、アドバイスします。



認知症は脳の病気とされ、次のような症状が現れ始めたときには、認知症の疑いがあります。

- ◆物忘れがある
- ◆昔のことをよく話すようになった
- ◆自分ひとりでは何もしようとしない
- ◆知っている場所でも道に迷うようになった
- ◆物を盗まれたとよく言うようになった
- ◆時間や日付けが不確かになってきた
- ◆季節感がなくなった



老人福祉センター「ふれあいの里」 をご利用ください

老人福祉センター「ふれあいの里」では、清潔で大きな浴場でくつろぎのひとときを提供しています。大広間には通信カラオケが置かれ、歌や踊りを披露する方々で賑わっています。また、電位治療器(スカイウェル)やマッサージ機も備えてありますので、ぜひご来館いただき、リフレッシュしてみてはいかがでしょうか。

開館時間／午前9時～午後4時30分

休館日／土・日曜日、祝日、年末年始など

利用料金／

入館料

土浦市新治地区 かすみがうら市 石岡市八郷地区 にお住まいの方	300円
上記以外の方	500円



通信カラオケ使用料

共通	一曲100円
----	--------

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象)。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

問 土浦年金事務所(☎029-824-7121)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書届の送付について(日本年金機構本部より送付)

- ◆平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方…11月上旬に送付
- ◆平成24年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方…2月上旬に送付
- ◎年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えられますので、ご家族の控除証明書を添付して申告してください。

控除証明専用ダイヤル／☎0570-070-117

※専用ダイヤルは平成25年3月15日(金)まで利用できます。



問 新治広域事務組合老人福祉センター「ふれあいの里」
(かすみがうら市上佐谷33 ☎0299-59-4648)